

中野法人会報

<http://www.nakanohoujinkai.org>
e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp

(第135号)

平成16年3月1日

発行所(社) 中野法人会

〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6

電話 (3388) 6896

FAX (3388) 2550

編集 広報委員会

印刷 有限会社 文友社

只今、あなたの会社を無料でホームページに掲載しております。(詳細は事務局まで)

平成16年度・税制改正

政府の基本方針決まる! (P.10~P.13に掲載)



第2回フォト・コンテスト 入賞 みちのくの春(HIROSAKI)

美奈川建設(株) 阿部 昭男氏

目次

新年賀詞交歓会 年頭所感 飯田又右衛門会長	 2
新年賀詞交歓会 祝辞	
宮田署長・田中区長・橋本所長	... 3
新年賀詞交歓会 (第2部)	 4・5
税務署からのお知らせ	 6
都税だより (平成15年度納税功労者受賞式)	 7

理事会報告 (各委員会報告)	 8
平成16年度税制改正要望 (行動する法人会)	 7
平成16年度税制改正・政府の基本方針決まる	...10~13
部会だより (源泉研究会・青年部会・女性部会)	...14・15
会員の皆様へ・掲示板	15
支部訪問(第11支部)(弥生町1~6丁目)	16



新年賀詞交歓会 (第1部)

平成16年1月8日(木) 日本閣



飯田会長の
年頭の辞

我が街、中野を目指して! ~心と心の触れ合い溢れる街に~

明けましておめでとうございます。
皆様方には、希望に満ちた新年を迎えられたこと、誠にお慶び申し上げます。

ご来賓の皆様におかれましても、お忙しい中をお越し頂き誠にありがとうございました。

去年は、一昨年に引き続き、国際情勢は不穏のままに終わり、フセインが捕まったとはいえ、自衛隊派遣など日本も今だ関係せざるを得ない状態が続いております。国内では、年末年始の株価が四年ぶりに前年を上回るなど、多少ですが、昨年後半から明るさが見え始めました。

しかしながら、これはまだ日本経済の実力というより、アメリカなどの公共による一部の大企業が恩恵を被っているのではないかという感じが致しますし、デフレの影響は今だ強く、中小企業の立ち直りは兆しも見えず、個人消費の本格回復もまだまだという感じがいたします。

さて、西見顧問が、毎年、年頭所感をお書きになられまして、占いというか予測をお立てになっていらっしゃいます。申年の予測を引用させて頂きたいと思いますが、申年は、異常気象など地球における異変については、例年に比べて大変少ない年だそうです。天災地変が少ない、割合平和な年だそうです。景気の回復については、平和の兆しが見え始める年だそうです。そして、自分自身で積極的に行動し、不況を克服して、常に前向きに勇気を出して、自分自身を鼓舞し続け、頑張っていく年が申年だそうです。私も肝に銘じて実行したいと思います。

さて、よく法人会に入るとどんなメリットがあるんですかと良く聞かれますが、会員になっただけでそのメリットが享受できる訳ではないので、やはり積極的に事業、研修に参加して頂

かなければならないということは、今日参加してくださった方は、お分かり頂いているかと思えます。お陰様で去年は、各支部が事業を活発に開催されましたので、参加者も大分増えております。今年度の大きな目標である組織の強化の為に、既に実行されている支部もあるかと思いますが、今後は、会員以外の方にももっと大勢参加して頂き、こんな会なら是非入りたいと入会に繋がるような努力も必要でないかと思えます。本部では生活習慣病健診など会員以外の方にもお誘いし、法人会に入ればこういうメリットを享受出来るということを認識されて入会された方も毎年増えております。今年も皆様の経営に役立つ研修会、講演会を開催し、少しでも会員の皆様のお役に立てるように努力する所存でございます。

昨年法人会の講演会で、江戸開府四百年ということで、江戸東京博物館の竹内館長のお話をお聞きしました。そのお話の中で、向こう三軒両隣という言葉に懐かしく聞きました。向こう三軒両隣ということは合計六軒ですが、その六軒が一つの単位で、それが連続すると一つの町になると言われています。ですから、とても仲がいいということです。各々が、その地域を大切にします。また、向こう三軒両隣を意識すれば、私たち法人会の仲間ももっと増えるのではないかと思います。中野区内で一番大きな組織である法人会に、入って良かった、中野にいて良かったと思えるように今年も皆様と一緒に頑張りたいと思います。ご来賓の皆様方には、従来にも増して、暖かいご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。



平成15年納税功労者へ記念品授与

(代表して江藤利雄氏が謝辞を)

(納税功労者のお名前は会報第134号に掲載してます)



第2回フォトコンテスト

<受章者> 美奈川建設(株) 阿部昭男氏

(作品は随時、会報の表紙に掲載致します)

祝 辞



中野税務署
宮田 署長

明けましておめでとうございます。
本日は、(社)中野法人会 新年賀詞交歓会にお招きを頂きまして、ありがとうございます。年頭にあたり、中野法人会の皆様に謹んで新年のお祝いを申し上げます。昨年中は、飯田会長をはじめ役員、会員の皆様方には税務行政につきまして、格別のご理解、ご協力を賜りました。誠にありがとうございます。この席をお借り致しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の税制改正によりまして、消費税につきましては、事業者免税点の三千万円から一千万円への引き下げ、簡易課税制度の適用上限であります二億円からの五千万円の引き下げ、中間申告納付制度の改正、課税期間の短縮制度の改正、最後に消費税額を含めた総額表示の義務付けなど、大幅な改正が行われております。何れも本年4月1日から適用されることになりました。また本年6月1日から国税の電子申告納付システム、e-taxが始まる事になります。これは、インターネットを利用して所得税、法人税、消費税の申告あるいは全税目の納税及び申請が、ご自宅あるいは会社から出来るようになる事になりました。是非、ご利用をして頂きたいと思っております。



田中 区長
(代読本橋区民部長)

皆様、新年明けましておめでとうございます。

皆様には、良い年をお迎えになられたことと存じます。また、日頃から中野区政に対しまして、ご理解ご協力を頂いていること心より御礼を申し上げます。

さて、中野というのは変革の年と言われております。現在、様々な形で社会制度の変革、改革が進められてきておりますが、中野区におきましても、新しい21世紀にふさわしい区政運営をしていこうという事で、基本構想の改定の検討作業をしております。それと合わせて、この4月から区政の仕事を、目標に則した形での再編成をし、事業部制を導入する準備を進めているところであります。区も財政的には厳しい状況にはあります。



中野都税事務所
橋本 所長

新年おめでとうございます。
本日は、お招きいただきまして大変ありがとうございます。

東京都は、現在、16年度予算編成作業が、大詰めを迎えております。

1月16日に予算原案が発表されるという段取りになっております。伝えられますところによりますと、一般会計の規模は3年連続で6兆円の大台を割れる、緊縮型の予算になるということでございます。そうした中でも、新銀行への資本金、治安対策、中小企業対策等緊急課題には重

税務署では、間もなく平成15年分の所得税等の確定申告が始まります。今年も贈与税は2月2日から、所得税は2月16日からであります。会員の皆様方におかれましては、「自書申告」と「早期提出」また「期限内納付」にご協力を下さいますようお願い申し上げます。また、ご自宅あるいは会社のパソコンから所得税の確定申告書の作成が出来ます。パソコンで作成してプリントアウトした申告書は、そのまま税務署に提出することが出来ます。国税庁のホームページを開いて頂き、確定申告書の作成コーナーを選択されますと、申告書の様式が画面に表示されますので、数字を入力して頂き、自動的に申告書が出来てようになっております。是非、ご利用を頂きたいと思っております。

更に今年は、サラリーマンの方々を中心に、日曜日に確定申告の相談をしたいというご要望にお応え致しまして、確定申告期間中の2月22日、29日の両日曜日に限り税務署を開きますが、当日は相当の混雑が予測されます。わざわざ税務署にお出でにならなくても、先程申し上げました、ご自宅あるいは会社でそのパソコンから確定申告書の作成が出来ますので、会員の皆様方、是非ご利用して頂きたいと思っております。

結びに当たり、本年が(社)中野法人会のますますのご発展と、会員の皆様方のご事業のご繁栄に繋がる素晴らしい年でありますよう祈念致しまして、新年の挨拶とさせていただきます。

これまで、公共サービスとして区が行ってきた事業についても、民間事業者の方々に、ご活躍して頂けるところは是非その力、創意工夫を活かして頂こう、そして、区として本当にやらなくてはならないところに、効果的に有効に働けるようにしていこうということが基本構想のひとつの柱でございます。

また、人件費や沢山ある小さな施設、区立施設を整理して、効果的、効率的な区政運営を目指し、現場に則して本当に必要な事を、すぐに的確に対応出来るような組織を目指して参りたいと思っております。区民の皆様のお役に立つ区役所に変えていこうということで取り組んでおりますので今年一年、いろいろと皆様に、ご協力頂くと思いますが、どうぞ宜しくお願い致します。

最後に、法人会の益々のご発展と、ご列席の皆様方のご健勝ご活躍を心からお祈り申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

点的に配分する方針です。

このような政策を実現しますのは、取りも直さず歳入予算の大宗を占める都税でございます。都税事務所と致しましても、心を新たに、適正公正な課税、徴収に努めて参る所存でございます。

皆様方の引き続きの御理解と御協力を、お願いいたします。

結びにあたりまして、(社)中野法人会の益々のご発展と、ご列席の皆様方のご健勝、ご事業のご発展を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。



ご来賓の皆様



(第1部) 新年賀詞交歓会
場内は新しい年の希望に満ちて…

新年賀詞交歓会 (第2部)

各テーブル、皆様の笑顔がいっぱいで…

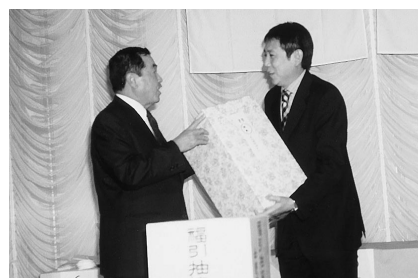


髯宮稚子の皆様



恒例の抽籤会

～ 会場はあふれんばかりの
熱気に包まれました ～



『幸運くじ抽籤賞品』

- 特等 1本 ナショナル イオンコンディショナーアークアデュー
1等 3本 パナソニック DVDプレーヤー
2等 6本 カシオ 23型液晶テレビ(ヘッドホン付)
3等 10本 山本寛斎 オーツァー衿付 肌ふとん
4等 20本 ジイバンシー バスタオル
5等 30本 森 英恵 婦人ハンカチーフセット
6等 30本 レノマ 紳士ハンカチーフセット



中野税務署からのお知らせ

平成 15 年分の申告書の提出は、もうお済みですか？

納 税 も 期 限 内 に お 忘 れ な く !

平成 15 年分の **納 期 限** は

○ 所得税

3 月 15 日 (月)

《口座振替をご利用の方の振替日 4 月 16 日 (金)》

○ 贈与税

3 月 15 日 (月)

○ 個人事業者の

消費税及び地方消費税

3 月 31 日 (水)

《口座振替をご利用の方の振替日 4 月 26 日 (月)》

◇ 納付書にご自身で金額をご記入の上、最寄りの金融機関で納付してください。

納税には便利な口座振替をご利用ください。

- ◇ ご希望の方は、「所得税の確定申告の手引き」に掲載してある「納付書送付依頼書」等をご利用ください。
- ◇ 平成 15 年分で口座振替をご利用の方は、納期限までに「納付書送付依頼書」を提出してください。

申し込み期限

○ 所得税

3 月 15 日 (月)

○ 個人事業者の消費税及び地方消費税

3 月 31 日 (水)



平成 16 年 4 月から、消費税の「総額表示方式」がスタートします



課税事業者が取引の相手方である消費者に対して、値札やチラシあるいはカタログなどによって、商品やサービスなどの価格をあらかじめ表示する場合には、消費税額（地方消費税額を含みます）を含めた支払総額の表示を行うことが必要となります。

- * 税務署の駐車場は、4 月上旬までご利用できませんので、お車でのご来署はご遠慮ください。
- * ご不明な点がございましたら、中野税務署へお問い合わせください。(TEL 3387-8111)

都 税 だ よ り

◎石川参与（元常任理事） 都税事務所長より感謝状受彰

去る2月4日、中野都税事務所において、平成15年度税務功労者感謝状贈呈式が挙行政され、永年に亘り法人会の活動を通じ、税知識の普及・納税道義の高揚にご尽力されたご功績により、(社)中野法人会参与・石川ゆう子様に対して橋本都税事務所長より感謝状が贈られました。

◎平成16年度固定資産税に係る 土地・家屋価格等の縦覧（東京都23区内）

縦覧期間 4月1日から6月30日まで（土曜日・日曜日及び休日を除く。）

縦覧時間 午前9時から午後5時まで

縦覧場所 所有される土地・家屋の所在する区の都税事務所

※平成15年度から、固定資産税にかかる縦覧・閲覧制度が改正されています。

(1) 縦 覧……納税者の方

納税者の方は、区内の土地・家屋の価格等が記載された縦覧帳簿を縦覧する事により、自己の所有される土地や家屋の価格を、同一区内の他の土地や家屋と比較できます。

(2) 閲 覧……納税義務者及び借地借家人の方

納税義務者の方は、所有される土地・家屋にかかる固定資産課税台帳及び名寄帳を見ることが出来ます。（閉庁日は除く。）

また、借地人・借家人の方は賃借している土地・家屋の固定資産課税台帳を閲覧できます。その際は、借地人・借家人の方であることを確認できる書類をご用意ください。

平成16年度固定資産税・都市計画税の納税通知書は、6月1日に送付する予定です。第1期の納期限は6月30日です。

ご不明な点は23区内の各都税事務所にお尋ねください。

◎自動車税は、毎年4月1日現在の 登録名義人等に課税されます

次の場合には管轄の運輸支局等で登録変更の手続きを早めに済ませてください。

(1) 自動車を譲渡したとき

下取りなどで車を手放した場合でも、移転の登録がされていないと、前の所有者に課税されます。3月末日までに登録名義人の変更手続きをしてください。

(2) 自動車を使わなくなったとき

廃車などで自動車を使わなくなった場合は、速やかに抹消の登録をしてください。翌月から税金がからなくなります。



(3) 住所を変更したとき

住民票を移しただけでは、納税通知書の住所は変更されません。住所変更の登録をしてください。

平成16年度自動車税納税通知書は、5月6日（木）に送付します。納期限は、5月31日（月）です。

お問い合わせは、自動車税総合事務所

(03-5985-7811～4) まで

◎平成16年4月1日以後開始する事業 年度から、法人事業税において外形 標準課税が導入されます。

法人事業税への外形標準課税導入は、平成15年度税制改正において、決定されました。

外形標準課税とは、従来の所得課税に加え、報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料、単年度損益の合算額による付加価値割及び資本金と資本積立金額の合算額による資本割によって課税するものです。

外形標準課税の対象となる法人は、資本金が1億円を超える現行の所得課税法人です。

詳細につきましては、東京都主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）をご覧ください。

◎固定資産税・都市計画税の減免制度 の継続のお知らせ（東京都23区内）

(1) 新築住宅に係る固定資産税・都市計画税

新築住宅の取得を税制面から支援するため、新築住宅に係る固定資産税・都市計画税の減免制度の適用期限を1年延長し、平成16年1月2日から平成17年1月1日までの間に新築された住宅についても3年度間減免します。

(2) 小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税

厳しい経済状況下における中小企業者等を税制面から支援するため、23区内一定の要件を満たす非住宅用地（小規模非住宅用地）に対する固定資産税・都市計画税の減免制度の適用を1年延長し、平成16年度分についても2割減免します。

詳細については中野都税事務所固定資産税課課税係にお尋ねください。

【問い合わせ先】中野都税事務所 TEL03-3386-1111

ホットな お店紹介

株式
会社 **如庵**

〒164-0013 東京都中野区弥生町4-14-4
E-mail: osenbei@jyoan.co.jp
<http://www.wagashi.or.jp/tokyo/shop/2403.htm>

注文は

※お電話で **0120-148249**
お問い合わせ **0120-148249**
営業時間 AM9:00～PM6:00
(土日祭日はお休みです。但し第1土曜日を除く。)

※FAX・郵便で **03-3384-7273**
FAXまたは郵便でご注文下さい。



中野通りを南に向かい、寿橋を過ぎ、右に富士高校を見て更に進み、信号を左に入ると、住宅街の一角に如庵があります。ここのお煎餅は、天下一品です。特に、堅焼き醤油・胡麻は、伝統50年の歴史を、今も変わる事なく受け継いでいます。厚焼き生地から一枚一枚丹念に焼き上げた香ばしさとその味は、こだわりの逸品といえます。贈答品も数多く取り揃えてあり、全国へのお届けの注文も受けております。

毎年、春と秋の支部研修会の折、お土産としていただくのを楽しみにしているひとりで、皆様も是非一度足を運んで見て下さい。新製品も品揃えしてしてありますので、新しい発見があると思います。

(記 堀井昭子)



『新年賀詞交歓会』の前段で、平成15年度第2回理事会を開催!!

規定により、飯田会長が議長席に。横山理事・木村理事が議事録署名人。
各委員会から中間報告と今後の予定の発表があり、暫定予算を始め監事の件など議事全てが満場一致で可決されました。

総務委員会



江藤委員長

- (1)本日の流れとして、『正副会長・総務・事業委員合同役員会』を午後4時15分から、『新年賀詞交歓会』を、午後4時30分受付開始で開催する旨。
(第1部)で納税表彰者紹介&記念品授与を行う旨。
- (2)平成15年度収支中間(4月～12月)報告。
科目別対比表を参考に、昨年比で大差がある項目を説明。
会費入金状況を説明、現在予算の回収比が87%である旨。
平成16年度・暫定予算について
- (3)『春の理事会』を平成16年4月22日(木)午後1時～2時15分、会場は西武信用金庫・本店8Fで開催予定。
- (4)『第29回通常総会』を平成16年5月20日(木)日本閣において開催予定。
- (5)平成16年度の『新年賀詞交歓会』を平成17年1月13日(木)サンプラザにおいて開催予定。
- (6)創立55周年・社団化30周年記念式典を平成17年5月にサンプラザにおいて開催予定。

事業委員会



田中委員長

- (1)平成15年度行事開催中間(4月～12月)報告。
各月別・支部別の参加一覧表を通し、更に主な事業の収支内訳を説明。
特に、支部単位の事業を全支部で活発に開催した旨の報告。
- (2)『秋の支部役員会&税務研修会』は、テーマもタイムリーで参加人員が増加した旨の報告。
- (3)『新入会員・特別研修交流会』を、平成16年2月26日サンプラザにて5時30分から開催予定。

組織委員会



宮坂委員長

- (1)会員増強運動月間の加入状況について、12月31日現在での報告。
現在90社の勧奨状況にある。
相次ぐ脱会により更に会員増強にご尽力願いたい旨を力説。
進発式で、各支部20社を目標にスタートした訳で、何としても死守していただきたいと。現在10社以上勧奨している支部は、2つの支部。
勧奨カードの提出にご協力を。

厚生委員会



鈴木委員長

- (1)経営者大型保障制度の現況と共済制度12月末の状況について報告。
- (2)生活習慣病健診実施については、来たる2月17・18・19・21日に実施の予定。
年2回の実施という事で、平成16年8月10・11日にも実施予定。
- (3)法人会福利厚生制度について
* (株)コクド・プリンス系ホテル・ゴルフ場の利用状況。
* 週刊ダイヤモンド・予約講読&セコム・ホームセキュリティーの案内。
* 春の健康セミナーを、理事会開催の後に実施したい旨。

広報委員会



宮島委員長

- 発行済会報と今後の発行・来年度の方向性について報告。
新たな企画もどんどん取り入れている事、特に第134・新年号の『新春さわやか対談』は今回2度目ですが、皆様から大好評である事。
支部訪問も連載中。
* 『第2回フォトコンテスト』の入賞者を発表。作品は、シンフォニーの入口・右側に展示してある旨報告。今後も役員の皆様から応募していただき度い旨力説。
また、記念品の授与を「新年賀詞交歓会の第1部」で行う旨。

税制委員会

写真で見る・平成16年度税制改正要望書（全法連関係）

中野法人会としては、長妻衆議院議員、田中区长、山崎議長に要望書を提出致しました。



片平税制委員長

平成16年度 税制改正要望

行動する法人会



自民党

税制調査会小委員長

町村 信孝氏

(12月3日)

左から若泉専務理事、町村小委員長、佐藤（信）副会長、仁上税制小委員長



国税庁

長官

寺澤 辰麿氏

次長

村上 喜堂氏

(10月27日)

左の列、手前から仁上税制小委員長、寺澤長官、村上次長、右奥から若泉専務理事、安西会長、長野税制委員長、多田税制小委員長



総務省

自治税務局長

板倉 敏和氏

官房審議官

小室 裕一氏

(10月9日)

左手前から若泉専務理事、小室審議官、板倉局長、佐藤（信）副会長、仁上税制小委員長、白銀税制小委員長代理

政府税制調査会

会長

石 弘光氏

(11月14日)

右から石会長、長野税制委員長、若泉専務理事



● 全国法人会総連合要望団氏名

安西邦夫会長、長野幸彦税制委員長（政府税制調査会特別委員）佐藤信夫副会長、仁上喜久夫税制小委員長、白銀和夫税制小委員長代理、高嶋民雄税制小委員、甘利誠男税制小委員、多田充伸税制小委員、若泉征也専務理事

● 要望先一覧（順不同・敬称略）

町村 信孝	自民党税制調査会小委員長
上田 勇	公明党財政・金融部会部会長
山口那津男	公明党参議院議員
山下 栄一	公明党参議院議員
石 弘光	政府税制調査会会長
石井 啓一	財務副大臣
大武健一郎	財務省主税局長
石井 道遠	財務省大臣官房審議官
加藤 治彦	財務省大臣官房審議官
寺澤 辰麿	国税庁長官
村上 喜堂	国税庁次長
西江 章	国税庁課税部長
板倉 敏和	総務省自治税務局長
小室 裕一	総務省官房審議官
望月 晴文	中小企業庁長官
大道 正夫	中小企業庁事業環境部長

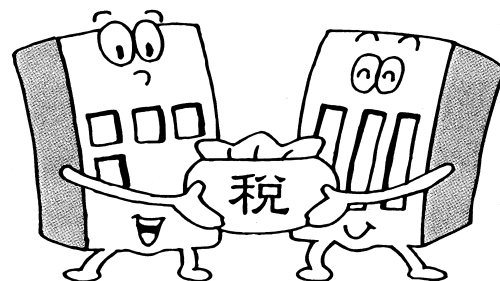
平成16年度 税制改正 政府の基本方針決まる!



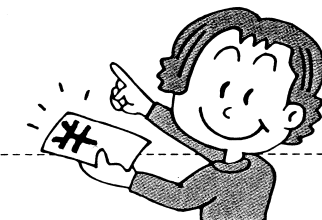
政府は、平成16年1月16日、平成16年度税制改正の要綱をとりまとめました。主な内容は以下のとおりです。なお、内容につきましては、若干変更となる場合がありますので、取り扱いにはご注意くださいいただきますようお願いいたします。



税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
〈中小企業関係税制〉 ●非上場株式の譲渡益	●非上場株式の譲渡益に係る税率 26% (所得税 20%、住民税 6%)	●同 左 税率 20% (所得税 15%、住民税 5%)	平成 16 年 1 月 1 日以後に行う株式等の譲渡による所得について適用。
●特定同族株式の課税価格の特例	非上場株式等のうち、発行済株式等の総数の 2 / 3 以下に相当する部分について一定の要件を満たす場合、3 億円を限度として相続税の課税価格を 10% 減額する措置を講ずる。	左記の相続税の課税価格の特例の対象となる非上場株式等の価額の上限を 10 億円に引き上げる。	平成 16 年 1 月 1 日以後に相続または遺贈 (相続時精算課税に係る贈与を含む) により取得する財産にかかる相続税または贈与税に適用。
●相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当等の課税の特例の創設		相続等により取得した非上場株式を相続税納付のためにその発行会社に譲渡した場合について、みなし配当課税を行わず譲渡益課税の特例の対象とする。	平成 16 年 4 月 1 日以後の相続等により取得した非上場株式を同日以後に譲渡する場合に適用。
〈法人税制〉 ●欠損金の繰越控除	以下の欠損金の繰越控除期間は 5 年。 ●青色申告書を提出した事業年度の欠損金 ●青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による欠損金 ●連結欠損金	以下の欠損金の繰越控除期間は 7 年。 ●同 左 ●同 左 ●同 左	平成 13 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度において生じた欠損金について適用。



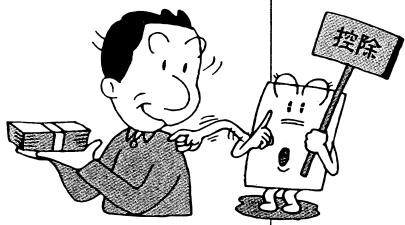
税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
●連結付加税	連結納税にかかる連結付加税として税率 2%が上乗せされる。	連結付加税は廃止	平成 16 年 3 月 31 日をもって廃止。
●確定拠出型年金制度	拠出限度額（企業型） ●他に企業年金がない場合 月額 3.6 万円 ●他に企業年金がある場合 月額 1.8 万円	●同 左 月額 4.6 万円 ●同 左 月額 2.3 万円	少額資産の場合の中途引出要件については緩和。
〈所得税制〉 ●高齢者控除	65 歳以上で年間所得 1,000 万円以下の高齢者を対象として以下の高齢者控除がとれる。 所得税 一律 50 万円 (個人住民税 48 万円)	高齢者控除を廃止	平成 17 年分以後の所得税および平成 18 年度分以後の個人住民税について適用。
●公的年金等控除	公的年金等控除のうち 65 歳以上の者に対しては控除額の上乗せがある。(控除額最低 140 万円)	公的年金等控除のうち、65 歳以上の者に対しての控除額の上乗せが廃止。(控除額最低 120 万円に引き下げ)	平成 17 年分以後の所得税および平成 18 年度分以後の個人住民税について適用。
●個人住民税均等割	●1 人当たり道府県民税（年額 1,000 円）、市町村民税（人口に応じ年額 2,000 円～ 3,000 円）を課税。 ●納税義務のある夫と生計を一にする妻で、所得があっても個人住民税均等割が非課税となる。	●1 人当たり道府県民税、市町村民税合わせて一律年額 4,000 円を課税。 ●同非課税措置を廃止。	平成 16 年度分以後の個人住民税について適用。 平成 17 年度分以後の個人住民税について適用するが、平成 17 年度分の個人住民税については税率を 1/2 に軽減する。
●確定拠出型年金制度	拠出限度額（個人型） ●企業年金がない場合 月額 1.5 万円	●同 左 同 左 1.8 万円	少額資産の場合の中途引出要件については緩和。



詳細については、(4月～5月)各支部で開催される

支部税務研修会で!

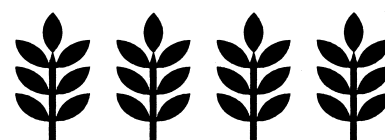
(追ってご案内いたしますが、皆様のご出席をお待ちしております。)

税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
〈住宅・土地税制〉 ●住宅ローン減税	住宅借入金等の年末残高の控除率 (平成13年7月1日から平成15年12月31日までの居住分について10年間の措置) 年末借入金等残高(最高5,000万円)×1%	平成16年居住分について、平成15年分と同制度を1年延長。	平成17年から平成20年までに居住の用に供した場合については減税措置を重点化しながら同制度を延長。
●特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰り越し控除制度の拡充	平成10年1月1日から平成15年12月31日までの間に所有期間5年超の特定の居住用財産を譲渡し、その個人の居住する一定の買換資産を取得した場合は、翌年以後3年間にわたりその居住用財産の譲渡により生じた損失について繰越控除できる。	左記について、譲渡資産に係る住宅ローンの残高がない場合を適用対象に追加した上、適用期限を3年間延長する。 	平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間に買換えをした場合に適用。
●特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の創設		特定の居住用財産の譲渡損失のうち、譲渡資産に係る住宅ローン残高が譲渡価額を超える場合のその差額を限度として、譲渡損失の3年間の繰越控除を認める制度を創設	平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間に特定の居住用財産を譲渡した場合に適用。
●土地・建物等の譲渡所得の課税の特例	(長期譲渡所得の課税の特例) ●特別控除後の譲渡益の26%(所得税20%、住民税6%) (短期譲渡所得の課税の特例) 以下のいずれか多い税額 ●譲渡益の52%(所得税40%、住民税12%)相当額 ●全額総合課税とした場合の上積み税額の110%相当額	●特別控除後の譲渡益の20%(所得税15%、住民税5%) ●譲渡益の39%(所得税30%、住民税9%)相当額	平成16年1月1日以後に行う取引に適用。なお、長期譲渡所得の100万円控除は廃止。



税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
●土地・建物の譲渡所得の損益通算	土地・建物の譲渡所得と他の所得との損益通算ができる。	土地・建物の譲渡所得と他の所得との損益通算を廃止。	平成16年分以後の所得税について適用。
〈金融・証券税制〉 ●公募株式投資信託の譲渡益課税	税率20%（所得税15%、地方税5%）	税率10%（所得税7%、地方税3%）	平成16年1月1日以後に行う公募株式投資信託の受益証券の譲渡による所得について適用。
〈地方分権の推進〉 ●所得譲与税（仮称）の創設		平成16年度において所得譲与税（仮称）を創設し、所得税の税収の一部を地方へ譲与する。	平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、その間の暫定措置。所得譲与税による平成16年度の税源移譲額は4,249億円。

★この記事についての問い合わせ先 ————— (社) 東京法人会連合会 TEL.03-3357-0771 '04.1



部 会 だ よ り

◆源泉研究部会◆

『確定申告』『株式と税』についての研修会

関東バス(株) 土屋 敏和

第258回「特別研修会並びに新年初顔合会」が、1月15日、日本閣で開催されました。始めに中野税務署・宮崎第2統括官より挨拶があり、続いて中野税務署の唐澤第1統括官より『確定申告』について説明をしていただきました。

平成15年分の所得税の改正事項について次のように説明されました。

- 1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正
- 2 配当課税の見直し
- 3 商品先物取引に係る雑所得等の特例の改正
- 4 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の創設
- 5 中小企業者の小額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の創設
- 6 情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除の創設

7 開発研究用設備の特別償却の創設

など細目に亘り説明をして頂きました。

『暮らしの税情報』からも「株式と税」や「医療費」など説明をしていただき、毎年の事ですが、誤りのない申告をと参加者一同決意をした次第です。



毎年の事ですが…

◆青年部会◆

『中小企業税制を利用したい時』についての研修会

(株)中野計器 矢島 友伸

去る12月3日、青年部会『第125回研修会』が日本閣に於て開催されました。第1部の研修会では、講師に中野税務署の野村上席調査官をお迎えして、『中小企業税制を利用したい時』と題して講義をして頂きました。

要点を非常に上手くまとめられ、限られた時間の中での中身の濃い内容に、いつもながら感服致しました。

質問もかなり活発にされ、大変に有意義な研修会になりました。

第2部の「異業種交流会」は、宮島副会長のご挨拶と乾杯のご発声で開始。若手の部会員も増え、年齢の幅が広がり、とても刺激的な雰囲気を感じました。耳を傾けてみると、厳しい経済環境の中、悩みを打ち明け“うちではこうしてるよ!”等のご意見を頂戴し、元気付けられている者、又、お互い傷をなめ合っている者…。いずれにしても、皆“自分の会社は自分で守る”という信念の表われだと思いました。

諸先輩方が築かれてきた素晴らしいこの青年部会がより魅力あるものとなり、より強固に親会を支えて行けたらと一部会員として願っております。



熱心に研修会が…

* 1月22日、チャリティーとして、パソコンの贈呈式が法人会館で行われました。中野福祉事業団(ニコニコ事業団)の石川理事長始め3名の方にご臨席頂きました。



◆女性部会◆

「今秋 全国組織の女性部会が発足予定(全法連創立50周年記念)！」



只今、女性部会では、この秋に全国組織の部会設立に向けて準備を進めております。大島部会長が出席され、1月27日「全体連絡会議」が、全法連会館で開催されました。全国の代表が集い、秋の全国女性部会連絡会議の発足に向けて、活発な議論がなされました。昨年の8月から県連・連絡会議

を開催しており、秋の発足が今から楽しみです。

又、2月10日・グランドアーク半蔵門で開催された東法連「全体連絡協議会」には、大島部会長始め5名参加致しました。

中野法人会女性部会と致しましては、2月9日、中野税務署より坂上副署長にご出席いただき「第89回研修会」を開催しましたが、詳細は会報136号に掲載させていただきます。(記 事務局)

(平成16年度)『第3回 フォトコンテスト』出品作品募集

中野法人会では、昨年に引き続き第3回フォトコンテストを開催致します。
(社)中野法人会の会員であればどなたでも応募できます。また、入賞作品については、会報の表紙に掲載させていただきますので、奮ってご応募下さい。皆様の力作・傑作をお待ちしております。

【課 題】①中野の旧所・名跡(古い写真可)

②季節感のある物(自然・行事)

③自由

【作品サイズ】サービス版から四つ切り、

未発表の作品。

【応募締切】平成16年11月30日

【審 査】写真専門家及び広報委員長

【入 賞】入賞3名。他各賞あり。

【発 表】会報第140号・平成17年1月13日
「新年賀詞交歓会」にて表彰。

*応募作品には、画題、撮影場所、作品の説明、使用カメラなどご記入願います。

*原則として、応募作品はお返し致しませんのでご了承願います。

街でホットなお店の皆さん 出番ですよ！

中野法人会では、本年も『街で評判のお店(自薦・他薦可能)』を掲載させていただいております。
是非、ご紹介願います。

【投稿要領】法人会指定の原稿用紙で100字以内、写真は1枚に限定させていただきます。お店に関しては、営業時間なども明記して下さい。

掲示板(中野法人会 行事予定表)

月	日	曜	行 事	時 間	備 考	月	日	曜	行 事	時 間	備 考
3	11	木	広報委員会	11:00~12:30	法人会館	4	14	水	総務委員会	10:30~12:00	法人会館
	16	火	総務委員会	10:30~12:00	法人会館		〃	〃	監査会	1:30~	法人会館
	23	火	決算法人説明会	1:30~3:30	西武信金本店 8 F		16	金	決算法人説明会	1:30~3:30	署・別館
	24	水	事業(研修・特別)委員会	10:30~12:00	法人会館		22	木	理事会	1:00~2:15	西武信金本店 8 F
	〃	〃	新設法人説明会	1:30~3:30	法人会館		〃	〃	春の講演会(健康セミナー)	2:30~4:00	西武信金本店 8 F
	26	金	税制委員会	10:30~12:00	法人会館	5	7	金	青年部会第24回定時総会	4:00~	日本閣 4 F・セレナーデ
4	6	火	組織委員会	10:30~12:00	法人会館		11	火	女性部会第23回定時総会	2:30~	西武信金本店 8 F
	7	水	書き方説明会	1:30~4:00	法人会館		13	木	源泉研究部会第29回定時総会	4:00~	日本閣 4 F・エチュード
	8	木	厚生委員会	10:30~12:00	法人会館		20	木	第29回通常総会		日本閣

